

大綱質疑

12月定例会では、
2会派が大綱質疑
を行いました。

議第1号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

Q この条例の制定の趣旨にある特別職の任用の厳格化の内容と目的、そして会計年度任用職員制度とはどのような制度なのか。

A 現在、各自治体において臨時的任用職員および特別職非常勤職員を任用するに当たっての考え方が統一されておらず、取り扱いがばらばらの状況だった。そこで、労働者の待遇面の標準化を進めるため、勤務条件の基本的な事項の条件を明文化することで、特別職の任用の厳格化を図ったもの。

また、会計年度任用職員制度は、1会計年度を超えない範囲で任期を設定するほか、これまでと基本的には変わらない。

Q 現行の一般任用職員が来年度から会計年度任用職員に変わる。現在Ⅰ類、Ⅱ類の職員は3年の任用期

間だが、今後1年に変わり、あとの待遇は変わらないという説明だ。

A 1年ごとの契約に変わることの有給休暇等の待遇面はどうなるのか。

従前どおり年次有給休暇も繰り越して付与するため、現行制度と変わらない。

議第7号

三条市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

Q 施設設備の老朽化に伴い井栗学校給食共同調理場を廃止し、機能を嵐南学校給食共同調理場に移すというのだが、不都合は生じないのか。

A 機能移転後は、調理場から学校までが遠くはなるが、運搬車両を増車することで、これまでと同様の温かい給食を提供できると考えている。

議第16号

三条技能創造大学体育館棟建設建築本体工事請負契約の締結について

Q 今回の契約締結で高等教育機関事業の工事関係がおおよそ終了するが、総事業費はいくらになるのか。

A 医療系高等教育機関の施設建設費約17億円、三条技能創造大学の校舎建設費約51億円、体育館棟建設費約5億円、用地取得費が全体で約14億円、外構工事等は未契約だがその他費用として約18億円を見込んでおり、合計約105億円となる。

議第17号

令和元年度三条市一般会計補正予算

Q 第10款教育費の井栗学校給食共同調理場の老朽化に伴い、嵐南学校給食共同調理場への機能移転経費について、運搬料と庁用器具費の主な内容は何か。嵐南学校給食共同調理場のスペースは大丈夫なのか。

A 運搬料は、使用可能な備品類等を運搬するもの。庁用器具費は、現在井栗学校給食共同調理場と嵐南学校給食共同調理場では保管方法が異なるため、食器消毒保管庫用コンテナを購入するもの。スペースは十分確保できる。

議第19号

三条雨水ポンプ場機械設備改築工事請負契約の一部変更について

Q 三条雨水ポンプ場機械設備改築工事請負契約の一部変更は、なぜ当初の議案提出に間に合わなかったのか。

A 雨水ポンプの本体工事は出水期を避け、本年11月から工事を開始した。ポンプの主要部分である中間軸受台の損傷、腐食部分が修理不可能であることが11月26日に判明したため追加提案した。

議第20号

令和元年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算

Q この工事は昨年10月に契約した入札時の請負金額に含まれていないのか。

A 昨年10月の当初契約には含まれていない。
Q 来年の出水期までに工事は間に合うのか。
A 工期は来年の5月15日だが4月30日までに排水ポンプの設置を完了する。5月1日から稼働できる。

討

論

日本共産党議員団

議第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

来年度から新たに会計年度任用職員制度を創設する条例改正案に反対する理由の第一は、本来正規職員が担うべき基幹的、恒常的業務まで、臨時・非常勤職員への置き換えが進むのではないかと懸念がぬぐえないこと。

第二に、臨時・非常勤職員を正規化する道はなく「官製ワーキングプア」を増大させるのではないかと懸念すること。

第三に、フルタイムとパート職員の間で待遇格差がつけられ、同一労働、同一賃金の原則に反すること。以上のことから問題があり賛成できない。

議第16号 三条技能創造大学体育館棟建設建築本体工事請負契約の締結について

議第17号 令和元年度三条市一般会計補正予算（第3表 債務負担行為補正）

105億円の投資効果の期待が見えてこないという理由で反対する。



会派所属議員

自由クラブ	○久住 久俊	阿部銀次郎	佐藤 和雄	森山 昭	武石 栄二	野崎 久雄	馬場 博文
清風クラブ	○西川 重則	横山 一雄	山田 富義	岡田 竜一	名古屋 豊	酒井 健	
日本共産党議員団	○小林 誠	西沢 慶一	坂井 良永				
公明党議員団	○野崎 正志	笹川 信子					
無所属	佐藤 宗司	長橋 一弘					

※○：会派の代表者